

独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程

平成 15 年 10 月 1 日
機構規程第 6 号

改正 平成 15 年 1 月 27 日 平成 15 年機構規程第 27 号
改正 平成 16 年 3 月 24 日 平成 16 年機構規程第 3 号
改正 平成 16 年 10 月 28 日 平成 16 年機構規程第 8 号
改正 平成 17 年 2 月 28 日 平成 17 年機構規程第 2 号
改正 平成 17 年 9 月 15 日 平成 17 年機構規程第 13 号
改正 平成 17 年 1 月 21 日 平成 17 年機構規程（総務）第 15 号
改正 平成 18 年 3 月 27 日 平成 18 年機構規程（総務）第 3 号
改正 平成 19 年 3 月 26 日 平成 19 年機構規程（総務）第 2 号
改正 平成 20 年 2 月 6 日 平成 20 年機構規程（総務）第 1 号
改正 平成 20 年 3 月 13 日 平成 20 年機構規程（総務）第 3 号
改正 平成 20 年 3 月 26 日 平成 20 年機構規程（総務）第 7 号
改正 平成 21 年 3 月 27 日 平成 21 年機構規程（総務）第 5 号
改正 平成 21 年 1 月 30 日 平成 21 年機構規程（総務）第 11 号
改正 平成 22 年 3 月 31 日 平成 22 年機構規程（総務）第 3 号
改正 平成 22 年 6 月 30 日 平成 22 年機構規程（総務）第 7 号
改正 平成 22 年 1 月 30 日 平成 22 年機構規程（総務）第 9 号
改正 平成 24 年 3 月 27 日 平成 24 年機構規程（総務）第 3 号
改正 平成 25 年 3 月 26 日 平成 25 年機構規程（総務）第 2 号
改正 平成 25 年 1 月 5 日 平成 25 年機構規程（総務）第 5 号
改正 平成 26 年 3 月 28 日 平成 26 年機構規程（総務）第 3 号
改正 平成 26 年 1 月 3 日 平成 26 年機構規程（総務）第 12 号
改正 平成 27 年 3 月 18 日 平成 27 年機構規程（総務）第 18 号
改正 平成 28 年 3 月 1 日 平成 28 年機構規程（総務）第 7 号
改正 平成 29 年 2 月 27 日 平成 29 年機構規程（総務）第 2 号
改正 平成 29 年 8 月 22 日 平成 29 年機構規程（総務）第 18 号
改正 平成 29 年 1 月 21 日 平成 29 年機構規程（総務）第 26 号
改正 平成 30 年 3 月 6 日 平成 30 年機構規程（総務）第 2 号
改正 平成 31 年 3 月 5 日 平成 31 年機構規程（総務）第 9 号
改正 令和 2 年 3 月 3 日 令和 2 年機構規程（総務）第 2 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 令和 3 年機構規程（総務）第 19 号
改正 令和 3 年 4 月 20 日 令和 3 年機構規程（総務）第 27 号
改正 令和 3 年 1 月 26 日 令和 3 年機構規程（総務）第 32 号
改正 令和 5 年 1 月 23 日 令和 5 年機構規程（総務）第 2 号

（総則）

第 1 条 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人

自動車事故対策機構就業規則（平成15年機構規程第4号。以下「規則」という。）第2条に定める職員（以下「職員」という。）に対する給与については、別に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 債給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 管理職手当
- (6) 本部業務調整手当
- (7) 住居手当
- (8) 通勤手当
- (9) 単身赴任手当
- (10) 時間外勤務手当
- (11) 管理職員特別勤務手当
- (12) 期末手当
- (13) 勤勉手当
- (14) 寒冷地手当

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づきその職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があったときには、その者の預金又は貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

（俸給の決定）

第4条 職員の受ける俸給は、規則第6条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その者の職務経歴を考慮して、その者の属する格（独立行政法人自動車事故対策機構の職員の格に関する規程（平成15年機構規程第6号）に定める格をいう。以下同じ。）ごとに別表第1に定める俸給表の級及び号俸により決定する。

（初任給）

第5条 職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、免許及び職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第6条 職員が別に定める昇格基準を満たし、かつ、勤務成績が良好な場合は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下、この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（その属する級が8級以上であるものにあっては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第8条（削除）

（俸給等の支給）

第9条 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額の全額を毎月16日に、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給するものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

- 2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与の支給の請求があったときには、前項の規定にかかわらず請求のあった日までの給与（前項に規定する給与に限る。）の全額の範囲内でこれを支給することができる。

第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が規則第26条第1項の規定により休職を命ぜられ、若しくは規則第41条の規定により停職にされた場合、又は休職若しくは停職の終了により職務に復帰した場合におけるその月の俸給は、その休職若しくは停職の発令の日の前日まで又はその休職若しくは停職の終了の日の翌日以後につき支給する。

3 職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合には、その日まで俸給を支給する。

- 4 前3項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給の額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基準として日割によって計算する。

5 前各号の規定は、第14条及び第15条の給与の支給について準用する。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、別表第一の適用を受ける職員で、その職務の級が9級の職員（以下「9級の職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（別表第一の適用を受ける職員で、その職務の級が 8 級の職員（以下「8 級の職員」という。）にあっては、3,500 円）前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族（9 級の職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9 級の職員から 9 級以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 9 級の職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第 13 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9 級の職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、9 級の職員から 9 級の職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級の職員以外の職員になった日、職員に扶養親族（9 級の職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第 1 項に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、9 級の職員以外の職員から 9 級の職員となった場合に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級の職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9 級の職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって、その支給を終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を決定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級の職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある9級の職員が9級の職員以外となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある8級の職員が8級の職員及び9級の職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある職員で9級の職員以外のものが9級の職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で8級の職員及び9級の職員以外のものが8級の職員となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第14条 地域手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、その職員の俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に別表第2に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当の支給を受けている職員が、支給割合の低い地域又は支給されない地域に異動（勤務箇所（本部、主管支所又は支所をいう。以下同じ。）の移転を含む。）した場合（これらの職員が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）には、その職員には第1項の規定にかかわらず、その異動の日から2年を経過するまでの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、その異動の日から2年を経過するまでの間に、さらに異動した場合の地域手当の支給については、別に定める。
- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国家公務員等（独立行政法人自動車事故対策機構職員退職手当支給規程（平成15年機構規程第7号）第10条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）及び別に定める法人等の職員であった者が、引き続き職員となった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該職員に対して前項の規定に準じて地域手当を支給する。
- (1) 職員となった日（以下この項において「適用日」という。）の前2年以内の期間（

常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。) に国家公務員等に適用される地域手当の支給対象地域において勤務していた者であること。

- (2) 人事交流等により職員となった者であること。
- (3) 適用日の前日に職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった地域に適用日に異動したものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者であること。

5 前項各号に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(広域異動手当)

第15条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在籍していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等及び別に定める法人等の職員であった者が引き続き職員となった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当するときは、当該職員に対して前二項の規定に準じて広域異動手当を支給する。

- (1) 職員となった日（以下この項において「適用日」という。）の前3年以内の期間（

常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。)に前二項に規定する広域異動手当の支給要件を具備していた者であること。

- (2) 人事交流等により職員となった者であること。
- (3) 適用日の前日に職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった勤務箇所に適用日に異動したものとした場合に第1項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる者であること。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定による地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、次の各号に掲げる職にある職員に対して、毎月それぞれ当該各号に定める額を支給する。ただし、職員が規則第13条の有給休暇、規則第15条の病気休暇、出張（内国旅行に限る。）又は業務上の負傷又は疾病に基づく休職以外の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、その月の管理職手当は支給しない。

(1) 審議役、部長及び室長（9級及び8級の室長に限る。）	94,500円
(2) 主管支所長	88,200円
(3) 室長（7級の室長に限る。）、調査役、本部のマネージャー、副主管支所長	81,800円
(4) 運輸安全マネジメント事業部長、次長	60,800円
(5) 支所長	54,500円
(6) 運輸安全マネジメント事業部のマネージャー、主管支所のマネージャー	49,800円
(7) 支所のマネージャー	44,700円

2 職員の前項の規定による額が、独立行政法人自動車事故対策機構役員報酬規程（平成15年機構規程第2号）第4条に規定する役員の最低の本俸月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額に118分の100を乗じて得た額と、その者が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当は、前項にかかわらずその差額未満による別に定める額とする。

3 第20条の規定は、本条第1項各号に掲げる職にある職員には、適用しない。

(本部業務調整手当)

第16条の2 本部業務調整手当は、次の各号に掲げる職にある職員に対して、毎月それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 本部のアシスタントマネージャー	38,700円
(2) 本部の5級、4級のチーフ	20,100円
(3) 本部の3級のチーフ	17,000円
(4) 本部の2級のスタッフ	8,700円

(5) 本部の1級のスタッフ 6,900円
(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（賃間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（第3項各号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員に対しては、住居手当は支給しない。
- (1) 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人又は地方公共団体から宿舎を貸与されてこれに居住している職員
 - (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人から宿舎を貸与されてこれに居住している職員
 - (3) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住する職員
- 4 前各号に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。
(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する

ことを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 使用距離が片道5キロメートル未満	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第2項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情

の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の勤務に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給期間単位の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き職員となった者の中、第2項第1号又は第3号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前各項に定めるほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。
(単身赴任手当)

第19条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に

70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

- 3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任命の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当は、職員が所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額をその職員に支給する。

- (1) 休日以外の日における勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられた場合において、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日(当該月における規則第8条第3項に規定する休日を除く。)の時間が1ヶ月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額をその職員に支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第21条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額、並びに本部業務調整手当及び寒冷地手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日(就業規則第8条第1項に規定する休日)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前3項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

- 第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、表1に掲げる職務にある職員に対して俸給の月額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算、また、表2に掲げる職務にある職員に対して俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

表1

級	職務	加算割合
9級・8級	(本部) 審議役、部長及び室長の職務 (主管支所) 支所長の職務	100分の23
7級	(本部) 室長、調査役及びマネージャーの職務 (運輸安全マネジメント事業部) 運輸安全マネジメント事業部長の職務 (主管支所) 副主管支所長及び次長の職務	100分の14

表2

級	職務	加算割合
9級・8級	(本部) 審議役、部長及び室長の職務 (主管支所) 支所長の職務	100分の20
7級	(本部) 室長、調査役及びマネージャーの職務 (運輸安全マネジメント事業部長) 運輸安全マネジメント事業部長の職務 (主管支所) 副主管支所長、次長及びマネージャーの職務 (支所) 支所長の職務	100分の15
6級・5級	(本部) アシスタントマネージャーの職務 (運輸安全マネジメント事業部) マネージャー及びアシスタントマネージャーの職務 (主管支所及び支所) マネージャー及びアシスタントマネージャーの職務	100分の10
4級・3級	(本部) チーフの職務 (運輸安全マネジメント事業部) チーフの職務 (主管支所及び支所) チーフの職務	100分の5

3 期末手当は、6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日）に支給する。
 (勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、前条第2項の表1に掲げる職務にある職員にあっては、俸給の月額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額（前条第2項の表2に掲げる職務にある職員にあっては、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日）に支給する。

（寒冷地手当）

第26条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

2 前項に規定する寒冷地手当の支給については、国家公務員の寒冷地手当に関する法令に準じて、別に定める。

3 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の16日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に、その月の月額の全額を支給する。

（病気休暇中の給与）

第27条 職員が病気休暇を取得した場合には、その初日（初日から6月以内に病気休暇がある場合はその初日）から90日に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び寒冷地手当の全額を支給する。

（休職者の給与）

第28条 職員が規則第26条第1項第1号及び第2号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間が満1年に達するまで、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。

2 職員が規則第26条第1項第3号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60以内を支給する。

3 職員が規則第26条第1項第4号に該当して、休職を命ぜられた場合の当該休職期間中の給与については、そのつど定める。

4 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第29条 職員が規則第19条の規定により育児休業をした場合は、当該育児休業期間中の

給与は支給しない。

- 2 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 職員が規則第19条の規定により育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を所定の給与額から減じて支給する。
- 5 育児休業又は育児短時間勤務をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間の100分の100以内に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者等の給与)

- 第30条 職員が規則第19条の規定により介護休業又は介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を所定の給与額から減じて支給する。
- 2 介護休業又は介護短時間勤務をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、当該介護休業又は介護短時間勤務をした期間の2分の1以内に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
 - 3 前2項に規定するもののほか、介護休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(退職者等の給与)

- 第31条 職員が規則第30条第1号（業務上の傷病のため退職した場合に限る。）若しくは第3号に該当して退職した場合、規則第31条第3号に該当して解雇された場合又は死亡した場合には、第10条第3項の規定にかかわらず、その月の俸給、地域手当、広域異動手当、管理職手当及び本部業務調整手当の全額を支給する。

(給与の減額)

- 第32条 職員が勤務しない場合は、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を所定の給与額から減じて支給する。

(端数の処理)

- 第33条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

- 第34条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 大学卒試験採用職員のうち、1級6号俸を受ける者の本俸の額は、当分の間、別表第1事務職俸給表にかかわらず、「179,800円」とする。
- 3 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第2条第1項の規定による自動車事故対策センター（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の職員から引き続き機構の職員となった者の第23条第2項に規定する在職期間及び第24条第2項に規定する勤務期間については、旧法人の職員であった期間をこの規定の適用を受ける職員として在職した期間とみなして算定することとする。

附 則（平成15年11月27日 機構規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第23条第2項の規定にかかわらず同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から第1号に掲げる額（自動車事故対策センター（以下「センター」という。）の職員として在職した職員については、次の各号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年10月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において、職員が受けるべき俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当及び単身赴任手当（第18条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たにセンターの職員となった者にあっては、新たにセンターの職員となった日）において、解散前のセンターの自動車事故対策センター職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）の規定により、センターの職員が受けるべき俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当及び単身赴任手当（センター職員給与規程第19条の2第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から9月までの月数（同年4月1日から9月30日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (3) センター職員給与規程の規定により平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項に規定するもののほか、平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年3月24日 機構規程第3号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(調整手当に関する経過措置)
- 2 改正後の規程の施行の際、現に改正前の規程第14条の規定の適用を受けている職員に対する改正後の規程第14条の規定の適用については、同条第3項中「場合（これらの職員が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「前項」とあるのは「独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年機構規程第3号）附則第2項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条同項第1号中「2年」とあるのは「3年」とする。

附 則（平成16年10月28日 機構規程第8号）
この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年2月28日 機構規程第2号）
この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年9月15日 機構規程第13号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

- 附 則（平成17年11月21日 機構規程（総務）第15号）
(施行期日)
- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(初任給)
 - 2 大学卒試験採用職員のうち、1級21号俸を受ける者の本俸の額は、当分の間、別表第1俸給表にかかわらず、「179,200円」とする。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
 - 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において、職員が受けるべき俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなか

った期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

4 前項に規定するもののほか、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に關し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年3月27日 機構規程（総務）第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、別に定めるところによる。（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

3 切替日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における新号俸は、別に定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

4 切替日前に昇格した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において昇格等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

6 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定により俸給を支給される職員との權衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

7 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との權衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

8 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条第1項	俸給額	俸給額と独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年機構規程（総務）第3号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による俸給の額との合計額
第20条、第23条第2	俸給月額	俸給月額と平成18年改正規程附則第5項から第7項までの規定による俸給の額との

項、第24条 第2項及び第 30条		合計額
-------------------------	--	-----

(平成19年1月1日における昇給の特例)

- 9 平成19年1月1日における第7条第1項の規定の適用については、同日前1年間とあるのは、平成18年4月1日から同年12月31日までの期間とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第15条第2項	118分の100	113分の100

(地域手当の暫定支給地域)

- 11 改正前の給与規程第14条第1項の地域とされていた地域のうち別表第2に掲げられていない次の表の支給地域に在勤する職員に対しては、当分の間、同表の支給割合による地域手当を支給する。

都道府県	支給地域	級地	支給割合
長崎県	長崎市	6級地	3%

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてその名称を有する市の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるその名称の変更又はその名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 12 平成22年3月31日までの間における給与規程第14条別表第2に掲げる支給割合及び前項表に掲げる支給割合は、次表に掲げる支給割合とする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	13%
大阪府	大阪市	11%
埼玉県	さいたま市	7%
神奈川県	横浜市	11%
愛知県	名古屋市	11%
茨城县	水戸市	2%
千葉県	千葉市	7%
京都府	京都市	10%
兵庫県	神戸市	10%
奈良県	奈良市	4%
広島県	広島市	4%

福岡県	福岡市	7 %
宮城県	仙台市	4 %
栃木県	宇都宮市	1 %
静岡県	静岡市	4 %
三重県	四日市市	1 %
滋賀県	守山市	1 %
北海道	札幌市	3 %
群馬県	高崎市	1 %
富山县	富山市	1 %
石川県	金沢市	1 %
福井県	福井市	1 %
長野県	長野市	1 %
岐阜県	岐阜市	1 %
和歌山县	和歌山市	3 %
岡山县	岡山市	3 %
香川県	高松市	1 %
長崎県	長崎市	3 %

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(地域手当に関する経過措置)

1 3 この規定の施行の際現にこの規定による改正前の給与規程第14条第3項又は第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の給与規程第14条第1項の規定を受けている職員が切替日にその勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与規程第14条第3項又は第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	地域手当の支給を受けている	平成18年改正規程の規定による改正前の調整手当の支給を受けている
第4項	地域手当の支給対象地域	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第1項の人事院規則で定める地域

附則（平成19年3月26日 機構規程（総務）第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

2 平成22年3月31日までの間における給与規程第14条別表第2に掲げる支給割合は、平成18年3月27日機構規程（総務）第3号附則第12項の規定にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	14%
大阪府	大阪市	12%
埼玉県	さいたま市	8%
神奈川県	横浜市	12%
愛知県	名古屋市	12%
茨城県	水戸市	4%
千葉県	千葉市	8%
京都府	京都市	10%
兵庫県	神戸市	10%
奈良県	奈良市	5%
広島県	広島市	5%
福岡県	福岡市	8%
宮城県	仙台市	5%
栃木県	宇都宮市	2%
静岡県	静岡市	5%
三重県	四日市市	2%
滋賀県	守山市	2%
北海道	札幌市	3%
群馬県	高崎市	2%
富山县	富山市	2%
石川県	金沢市	2%
福井県	福井市	2%
長野県	長野市	2%
岐阜県	岐阜市	2%
和歌山县	和歌山市	3%
岡山県	岡山市	3%
香川県	高松市	2%
長崎県	長崎市	3%

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(広域異動手当に関する経過措置)

3 改正後の給与規程第15条の規定は、平成16年4月2日から改正後の給与規程の施行の日の前日までの間にその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 4 平成20年3月31日までの間においては、改正後の給与規程第15条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(管理職手当に関する経過措置)

- 5 この規程の施行の日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、改正後の給与規程第16条の規定による管理職手当の額が平成19年3月31日に受けている管理職手当の額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号の定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の級に属する職員 施行日の前日にその者が受けている管理職手当の額
- (2) 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受け取ることとなる管理職手当の額
- (3) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に第14条第4項に規定する国家公務員等及び別に定める法人等の職員から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前号各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

- 7 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第16条第2項の規定の運用については、平成18年3月27日機構規程（総務）第3号附則第10項の規定にかかわらず、「118分の100」は、「114分の100」とする。

附 則（平成20年2月6日 機構規程（総務）第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年2月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払とみなす。
(初任給)
- 3 大学卒試験採用職員のうち、改正後の給与規程別表第1の俸給表1級21号俸を受ける者の本俸の額は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、「181,200円」とする。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 4 平成22年3月31日までの間における給与規程別表第2に掲げる支給割合は、平成19年3月26日機構規程（総務）第2号附則第2項の規定にかかわらず、次表に掲げる割合とする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	14.5%
大阪府	大阪市	12%
埼玉県	さいたま市	8.5%
神奈川県	横浜市	12%
愛知県	名古屋市	12%
茨城県	水戸市	4.5%
千葉県	千葉市	8%
京都府	京都市	10%
兵庫県	神戸市	10%
奈良県	奈良市	5.5%
広島県	広島市	5.5%
福岡県	福岡市	8%
宮城県	仙台市	5%
栃木県	宇都宮市	2.5%
静岡県	静岡市	5%
三重県	四日市市	2.5%
滋賀県	守山市	2.5%
北海道	札幌市	3%
群馬県	高崎市	2%
富山县	富山市	2%
石川県	金沢市	2%
福井県	福井市	2%
長野県	長野市	2%
岐阜県	岐阜市	2%
和歌山县	和歌山市	3%
岡山县	岡山市	3%
香川県	高松市	2%
長崎県	長崎市	3%

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(給与規程第15条第4項の規定の適用を受ける職員の地域手当の端数計算の特例)

- 5 平成19年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、給与規程第15条第4項の規定の適用を受ける職員にこの規定の適用の対象となる期間につき支給された地域手当、広域異動手当の月額の合計額又は当該職員に支給された給与に係る給与規程第

21条、第24条第2項及び第25条第2項に規定するこれら手当の月額の合計額が、改正後の給与規程の規定を適用したときに得られるこれらの手当の月額を超える場合における地域手当の月額の計算は、給与規程第33条の規定にかかわらず、1円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げるものとする。

附 則（平成20年3月13日 機構規程（総務）第3号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、別に定めるところによる。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額（平成18年3月27日機構規程（総務）第3号附則第5項から第7項までの規定による俸給の額があるときは、その額と合計した額。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条、第24条第2項、第25条第2項及び第31条	俸給月額	俸給月額と独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成20年機構規程（総務）第3号。）附則第3項から第5項までの規定による俸給の額との合計額
----------------------------	------	--

附 則（平成20年3月26日 機構規程（総務）第7号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成22年3月31日までの間における給与規程別表第2に掲げる支給割合は、平成20年2月6日機構規程（総務）第1号附則第4項の規定にかかわらず、次表に掲げる割合とする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	16%
大阪府	大阪市	13%

埼玉県	さいたま市	10%
神奈川県	横浜市	12%
愛知県	名古屋市	12%
茨城県	水戸市	6%
千葉県	千葉市	9%
京都府	京都市	10%
兵庫県	神戸市	10%
奈良県	奈良市	7%
広島県	広島市	7%
福岡県	福岡市	9%
宮城県	仙台市	6%
栃木県	宇都宮市	4%
静岡県	静岡市	6%
三重県	四日市市	4%
滋賀県	守山市	4%
北海道	札幌市	3%
群馬県	高崎市	3%
富山县	富山市	3%
石川県	金沢市	3%
福井県	福井市	3%
長野県	長野市	3%
岐阜県	岐阜市	3%
和歌山县	和歌山市	3%
岡山县	岡山市	3%
香川県	高松市	3%
長崎県	長崎市	3%

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名所を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則（平成21年3月27日 機構規程（総務）第5号） (施行期日)

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 平成21年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の給与規程俸給表（以下、「旧俸給表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日に受けていた旧俸給表の号俸と同一とする。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者が同日において受けた俸給月額が、平成20年3月13日機構規程（総務）第3号附則第3項から第5項ま

での規定による俸給の額を含む俸給月額である職員については、改正後の給与規程俸給表（以下、「新俸給表」という。）における俸給月額のほか、別に定める俸給月額と新俸給表における俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員等について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条、第24条 第2項、第25条第 2項及び第31条	俸給月額	俸給月額と独立行政法人自動車事故対策機構職員 給与規程の一部を改正する規程（平成21年機構 規程（総務）第5号。）附則第3項から第5項ま での規定による俸給の額との合計額
------------------------------------	------	--

- 7 切替日の前日において俸給表の適用を受けていた職員のうち、8級及び9級に在級する職員（独立行政法人自動車事故対策機構職員退職規程（平成15年機構規程第7号）（以下「職員退職規程」という。）第18条第2項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸については、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 切替日の前日において俸給表の適用を受けていた職員のうち、職員退職規程第18条第2項に規定する職員の切替日における号俸については、切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった同規程第18条第2項に規定する職員に支給される俸給との権衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（初任給）

- 9 大学卒試験採用職員の初任給については、第4条の規定によるものとする。
(平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 10 平成22年3月31日までの間における給与規程別表第2に掲げる支給割合は、平成20年3月26日機構規程（総務）第7号附則第2項の規定にかかわらず、次表に掲げる割合とする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	17%
大阪府	大阪市	14%
埼玉県	さいたま市	11%
神奈川県	横浜市	12%
愛知県	名古屋市	12%
茨城県	水戸市	8%
千葉県	千葉市	10%
京都府	京都市	10%

兵 庫 県	神戸市	1 0 %
奈 良 県	奈良市	9 %
広 島 県	広島市	9 %
福 岡 県	福岡市	1 0 %
宮 城 県	仙台市	6 %
栃 木 県	宇都宮市	5 %
静 岡 県	静岡市	6 %
三 重 県	四日市市	5 %
滋 賀 県	守山市	5 %
北 海 道	札幌市	3 %
群 馬 県	高崎市	3 %
富 山 県	富山市	3 %
石 川 県	金沢市	3 %
福 井 県	福井市	3 %
長 野 県	長野市	3 %
岐 阜 県	岐阜市	3 %
和 歌 山 県	和歌山市	3 %
岡 山 県	岡山市	3 %
香 川 県	高松市	3 %
長 崎 県	長崎市	3 %

備 考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名所を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(改正前の給与規程第16条第1項第8号に該当する者の管理職手当に関する経過措置)

1 1 この規程の施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、改正前の給与規程第16条第1項第8号に該当し、かつ、平成19年3月26日機構規程（総務）第2号附則第5項及び第6項（以下「平成19年規程附則第5項及び第6項」という。）の適用を受けていたもののうち、本部業務調整手当を支給される職員に対する平成19年規程附則第5項及び第6項の適用については、なお従前の例による。

(本部業務調整手当に関する経過措置)

1 2 平成22年3月31日までの間における第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表中欄に掲げる金額は、同表の右欄に掲げる金額とする。

本部のアシスタントマネージャー	3 8, 7 0 0 円	3 8, 4 0 0 円
本部の5級、4級のチーフ	1 3, 4 0 0 円	6, 7 0 0 円
本部の3級のチーフ	1 1, 3 0 0 円	5, 7 0 0 円
本部の2級のスタッフ	4, 3 0 0 円	2, 2 0 0 円
本部の1級のスタッフ	3, 4 0 0 円	1, 7 0 0 円

附 則 (平成21年11月30日 機構規程（総務）第11号)

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 機構規程（総務）第3号）

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日 機構規程（総務）第7号）

(施行期日)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成22年11月30日 機構規程（総務）第9号）

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

ただし、第9項の規定は平成23年4月1日から施行する。

(55歳超の職員等に関する措置)

2 平成30年3月31日までの間、7級以上の職員（その者の号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 債給月額 当該特定職員の債給月額に100分の1.1を乗じて得た額（当該特定職員の債給月額に100分の98.9を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の債給月額に達しない場合（以下この項及び附則第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の債給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の債給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「債給月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の債給月額に対する地域手当の月額に100分の1.1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、債給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 広域異動手当 当該特定職員の債給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、債給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき債給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第24条第2項表2に掲げる職務にある職員（以下「表2該当職員」という。）にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に掲げる割合（以下「表2割合」という。）を乗じて得た額（第24条第2項表1に掲げる職務にある職員（以下「表1該当職員」という。）にあっては、その額に、債給月額に同表に掲げる割合（以下「表1割合」という。）を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る基準日以前6

箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、
100分の1.1を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその
基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する
地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（表2該当職員にあっては、当該合計額に、
当該合計額に表2割合を乗じて得た額（表1該当職員にあっては、その額に、俸給月額
減額基礎額に表1割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員
に支給される期末手当に係る基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に
応じて別に定める割合を乗じて得た額）

(5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びに
これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（表2該当職員にあっては、当
該合計額に、当該合計額に表2割合を乗じて得た額（表1該当職員にあっては、その額
に、俸給月額に表1割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る基準日以前6箇
月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて
別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.1を乗じて得た額（最低号俸に達し
ない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給
月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（表2該
当職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に表2割合を乗じて得た額（表1該当職
員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に表1割合を乗じて得た額を加算した
額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて別
に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額）

(6) 第28条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第28条第1項、第2項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の
規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ロ 第28条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定
職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第28条第1項、第2項又は第4項に該当する職員が第24条第1項に規定する基
準日前1箇月以内に退職し、解雇され又は死亡した場合 第4号に定める額に同項の
規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 月の初日以外の日に前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「附則第
2項適用職員」という。）以外の者が附則第2項適用職員となった場合、月の末日以外の
日に附則第2項適用職員が附則第2項適用職員以外の職員となった場合又は附則第2項適
用職員が第10条第4項の規定による日割計算の適用を受ける場合における前項各号（第
4号及び第5号を除く）に定める額に相当する額は、日割によって計算する。

4 附則第2項適用職員についての第20条、第29条、第30条及び第32条に規定する
勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した
給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1
年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.1を乗じて得た額
(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当

及び広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(附則第2項適用職員の管理職手当に関する措置)

- 6 附則第2項適用職員の第16条及び平成19年3月26日機構規程(総務)第2号附則5項及び6項の適用については、これらの規定に関わらず、これらの規定により算定される額に100分の98.9を乗じて得た額とする。

(附則第2項適用職員の平成21年俸給の切替えに伴う経過措置に関する措置)

- 7 附則第2項適用職員の平成21年3月27日機構規程(総務)第5号附則第3項から第8項の適用については、これらの規定に関わらず、これらの規定により算定される額に100分の98.9を乗じて得た額とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 8 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第24条若しくは第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に5級以上かつアシスタントマネージャー以上の職務の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、単身赴任手当(交通距離の区分に応じて別に定める加算額を除く。)の月額の合計額に100分の0.3を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を含む月の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.3を乗じて得た額

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 9 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第7条第1項の規定により昇給した職員その他理事長が当該職員との権衡上必要があると認める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成24年3月27日 機構規程(総務)第3号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成18年3月27日機構規程(総務)第3号附則第2項に定める切替日(以下「切替

日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額(平成21年3月27日機構規程(総務第5号))の施行の日において次の各号に掲げる職員にあっては、当該俸給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年11月30日機構規程(総務)第9号)附則第2項に掲げる特定職員にあっては、55歳に達した日における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後当該額に100分の98.9を乗じて得た額を俸給として支給する。

(1) 平成21年3月27日 機構規程(総務)第5号第3項に規定する職員

100分の94.52

(2) 前号に掲げる職員以外の職員

100分の99.5

3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより前項の規定に準じて俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受ける事となった職員等について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第24条及び第28条並びに平成22年11月30日機構規程(総務)第9号附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される職務の級が5級以上の適用を受ける職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、住居手当、単身赴任手当(交通距離に応じて別に定める加算額を除く。)の月額(平成22年11月30日機構規程(総務)第9号附則第2項の規定により、給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数(同年4月1日から平成24年3月までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を含む月の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1において減額対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日における号俸の調整)

6 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の昇給において、第7条1項の規定による昇給の決定の状況を考慮して号俸調整の対象となる者及び、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸に対する調整号俸は以下の各号によるものとする。

(1) 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において、30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員 1号俸

(2) 調整日において、30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員 1号俸

(3) 調整日において、30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制措置職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員 1号俸

(4) 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員 2号俸

(5) 前各号における昇給抑制職員は、次に掲げる職員とする。

イ 平成19年昇給等抑制職員

平成19年度昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

ロ 平成20年昇給等抑制職員

平成20年昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

ハ 平成21年昇給等抑制職員

平成21年度昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

附則（平成25年 3月26日 機構規程（総務）第2号）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

2 平成25年4月1日において、31歳以上39歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の昇給において、第7条1項の規定による昇給の決定の状況を考慮して号俸調整の対象となる者及び、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸に対する調整号俸は以下の各号によるものとする。

(1) 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において、31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員 1号俸

- (2) 調整日において、37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
1号俸
- (3) 前各号における昇給抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- イ 平成19年昇給等抑制職員
平成19年度昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）
- ロ 平成20年昇給等抑制職員
平成20年昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）
- ハ 平成21年昇給等抑制職員
平成21年度昇給において昇給抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

附 則（平成25年11月5日 機構規程（総務）第5号）

（施行期日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日 機構規程（総務）第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定については、この規程の施行の日の前日において同条各号に掲げる職を占めていた職員であって、その同一の職を同日から引き続き占めるものにあっては、この規程による改正前の規程を適用する。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

- 3 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日の昇給において、第7条第1項の規定による昇給の決定の状況を考慮して号俸調整の対象となるもの及びこの項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸に対する調整号俸は、以下の各号によるものとする。

- （1）平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員 1号俸
 - （2）調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員 1号俸
 - （3）調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員 1号俸
 - （4）前各号における昇給抑制職員は、次に掲げる職員とする。
- イ 平成19年昇給等抑制職員

平成19年の昇給において抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

ロ 平成20年昇給等抑制職員

平成20年の昇給において抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

ハ 平成21年昇給等抑制職員

平成21年の昇給において抑制を受けた職員（昇給号俸数の期間割り後の号数が、抑制がなかったものとして期間割りした号俸数と等しくなる職員を除く。）

附 則（平成26年12月3日 機構規程（総務）第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程（平成15年機構規程第6号。以下「給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による内払とみなす。
(俸給の調整額に係る経過措置)
- 3 給与規程附則（平成24年3月27日機構規程（総務）第3号。以下「平成24年附則」という。）第3項及び第4項の規定において準用する平成24年附則第2項中「平成26年3月31日までの間」とあるのは、「当分の間」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月18日 機構規程（総務）第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程（平成15年機構規程第6号）第4条に規定する俸給表（以下この項において「旧俸給表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日に受けていた旧俸給表の号俸と同一とする。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年3月27日機構規程（総務）第3号附則第3項又は第4項に規定する俸給の額があるときは、その額を合計した額。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日機構規程（総務）第9号附則第2項に掲げる特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.9を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前三項の規定による俸給を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程（平成15年機構規程第6号。以下「改正給与規程」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項、第15条第1項、第21条、第24条第2項、第25条第2項及び第31条	俸給の月額	俸給の月額と給与規程の一部を改正する規程（平成27年機構規程（総務）第18号。）附則第3項から第5項までの規定によるその差額に相当する額との合計額
--	-------	---

（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

- 7 平成28年3月31日までの間における改正給与規程第14条に規定する別表第2に掲

げる地域手当の支給割合は、次表に掲げる支給割合とする。

都道府県	支給地域	級地	支給割合
東京都	特別区	1級地	18%
大阪府	大阪市	2級地	15%
神奈川県	横浜市		13%
埼玉県	さいたま市	3級地	13%
愛知県	名古屋市		11%
千葉県	千葉市		11%
兵庫県	神戸市	4級地	10%
茨城県	水戸市	5級地	10%
京都府	京都府		
奈良県	奈良市		
広島県	広島市		
福岡県	福岡市		
三重県	四日市市		7%
宮城県	仙台市	6級地	6%
栃木県	宇都宮市		
静岡県	静岡市		
滋賀県	守山市		
群馬県	高崎市		
岐阜県	岐阜市		
和歌山県	和歌山市	7級地	4%
香川県	高松市		
北海道	札幌市		
富山県	富山市		
石川県	金沢市		
福井県	福井市		
長野県	長野市	7級地	3%
岡山県	岡山市		
長崎県	長崎市		
新潟県	新潟市		
徳島県	徳島市		1%

備 考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(平成28年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合)

8 平成28年3月31日までの間における改正給与規程第15条の規定の適用については、同条第1項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
(55歳超の職員等に関する措置)

9 平成22年11月30日機構規程（総務）第9号附則第2項中、「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則（平成28年3月1日 理事長達（総務）第7号）
(施行期日)

1 この達は、平成28年3月1日から施行し、改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程（平成15年機構規程第6号。以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（平成27年3月18日付け平成27年機構規程（総務）第18号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（同項の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例措置）

3 平成28年3月31日までの間における第14条に規定する別表第2に掲げる地域手当の支給割合は、平成27年改正規程附則第7項の規定にかかわらず、次表に掲げる支給割合とする。

都道府県	支給地域	級地	支給割合
東京都	特別区	1級地	18.5%
大阪府	大阪市	2級地	15.5%
神奈川県	横浜市		15%
埼玉県	さいたま市	3級地	14%
愛知県	名古屋市		
千葉県	千葉市		13%
兵庫県	神戸市	4級地	10.5%
茨城県	水戸市		
京都府	京都府	5級地	10%
奈良県	奈良市		
広島県	広島市		
福岡県	福岡市		
三重県	四日市市		9%

宮城県	仙台市	6級地	6%
栃木県	宇都宮市		
静岡県	静岡市		
滋賀県	守山市		
群馬県	<u>高崎市</u>		<u>5%</u>
岐阜県	岐阜市		
和歌山県	和歌山市		
香川県	高松市		
北海道	札幌市	7級地	3%
富山県	富山市		
石川県	金沢市		
福井県	福井市		
長野県	長野市		
岡山県	岡山市		
長崎県	長崎市		
新潟県	新潟市		<u>2%</u>
徳島県	徳島市		

備 考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(適用除外)

- 4 附則第1項の規定にかかわらず、独立行政法人自動車事故対策機構就業規則第28条第1号、第4号又は第5号の規定に基づき解雇された職員については、改正後の給与規程は適用しない。

附 則 (平成29年2月27日 機構規程(総務)第2号)

(施行期日)

- この規程は、平成29年2月27日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 前項の規定により改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(平成29年3月31日までの間における扶養手当の支給等)
- 前2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間における扶養手当に係る第11条及び第12条の規定の適用については、なお従前の例による。
(平成29年3月31日までの間における本部業務調整手当の支給額)
- 第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間における本部業務調整手当に係る第16条の2の規定の適用については、同条第2号中「18,400円」とあるのは「15,100円」と、同条第3号中「15,600円」とあるのは「12,700円」と、同条第4号中「7,600円」とあるのは「5,400円」と、同条

第5号中「6, 000円」とあるのは「4, 300円」とする。

附 則（平成29年8月22日 機構規程（総務）第18号）
この規程は、平成29年8月22日から施行する。

附 則（平成29年12月21日機構規程（総務）第26号）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年1月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 前項の規定により改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

- 附 則（平成30年3月6日 機構規程（総務）第2号）
(施行期日等)
- 1 この規程は、平成30年3月6日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(給与の内払)
 - 2 前項の規定により改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定に基づく給与の内払とみなす。
(令和2年3月31日までの間における扶養手当の支給額の特例)
 - 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第11条から第13条までの改正後の給与規程中、第11条第1項ただし書き及び第13条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は次の各号のように読み替えて適用する。

(1) 第11条第3項

「3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6, 500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10, 000円とする。」

(2) 第12条

「第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 第13条

「第13条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3)～(6) 不適用
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合」

4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第11条から第13条までの改正後の給与規程中、第11条第1項ただし書き並びに第13条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は次の各号のように読み替えて適用する。

(1) 第11条第3項

「3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（別表第一の適用を受ける職員で、その職務の級が8級以上の職員（以下「8級以上の職員」という。）にあっては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。」

(2) 第12条

「第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 第13条

「第13条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 不適用
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある8級以上の職員が8級以上の職員以外の職員となった場合
- (5) 不適用
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で8級以上の職員以外のものが8級以上の職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合」

（平成30年3月31日までの間における本部業務調整手当の支給額）

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間における本部業務調整手当に係る第16条の2の規定の適用については、同条第2号中「20,100円」とあるのは「19,300円」と、同条第3号中「17,000円」とあるのは「16,500円」と、同条第4号中「8,700円」とあるのは「8,200円」と、同条第5号中「6,900円」とあるのは「6,600円」とする。

附 則（平成31年3月5日 機構規程（総務）第9号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成31年3月5日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（給与の内扱）
- 2 前項の規定により改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、

改正後の給与規程の規定に基づく給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月3日 機構規程（総務）第2号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和2年3月3日から施行し、この規程による改正後の規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、次項で定めるものを除き平成31年4月1日から適用する。

2 改正後の給与規程第16条第1項第4号、第17条第1項及び第2項の規定は令和2年4月1日から施行する。

（給与の内払）

3 第1項の規定により改正後の給与規程の規定を適用する場合において、この規程による改正前の規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定に基づく給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4 改正後の給与規程第17条第1項及び第2項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（次項で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で第6項で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項の次項で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 改正後の給与規程第17条第1項及び第2項の規定の施行日の前日において改正前の給与規程第17条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 給与規程第17条第1項及び第2項の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

ロ 改正前の給与規程第17条第1項及び第2項の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

二 施行日の前日において改正前の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

三 前項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

四 令和2年3月1日において改正前の給与規程第17条第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの

- イ 改正後の給与規程第17条第1項及び第2項の規定を適用したならば新たに同条第1項第2号に該当することとなった職員
 - ロ 改正前の給与規程第17条第1項第1号に該当しないこととなった職員
- 五 令和2年3月1日において改正前の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの
- 六 令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前の給与規程第17条第1項及び第2項の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となったもの
- 6 第4項の第6項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
- 一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた第4項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第三号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
 - 二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
 - 三 施行日の前日において改正前の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当していた場合 前2号により算出して合算した額
- 7 施行日の前日に改正前の給与規程第17条第1項及び第2項の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を独立行政法人自動車事故対策機構職員給与規程実施細則（平成15年理事長達第2号）第13条第3項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が第4項の職員たる要件を具备する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。
- 8 第4項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

附 則（令和3年3月22日 機構規程（総務）第19号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月20日 機構規程（総務）第27号）
この規程は、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和3年11月26日 機構規程（総務）第32号）
この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年1月23日 機構規程（総務）第2号）
(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年1月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 2 前項の規定により改正後の給与規程を適用する場合において、この規程による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程に基づく給与の内扱とみなす。

別表第1(第4条関係)俸給表

格 級 号	主事補	主事	主査	主査	副参事	副参事	参事	参事	参事
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	184,700	192,200	242,400	293,100	277,600	306,200	331,300	342,600	367,500
2	186,100	193,800	244,000	295,000	279,600	308,100	333,400	344,800	369,800
3	187,400	195,300	245,800	297,000	281,700	310,200	335,400	346,800	372,000
4	188,600	196,600	247,700	298,800	283,500	311,800	336,500	348,800	374,100
5	189,800	198,200	249,200	300,800	285,400	313,800	338,600	350,800	376,400
6	191,000	199,800	250,800	302,600	287,400	315,800	340,800	352,900	378,700
7	192,100	201,500	252,700	304,400	289,400	317,700	343,000	355,100	381,100
8	193,300	202,900	254,300	306,100	290,800	319,100	345,000	357,200	383,200
9	194,300	204,700	256,000	307,800	293,000	321,100	347,000	359,300	385,400
10	195,700	206,500	258,100	309,500	295,000	323,100	349,000	361,400	387,600
11	196,600	208,500	260,000	311,200	297,200	325,200	351,200	363,500	390,000
12	198,100	210,100	261,700	312,600	299,400	327,200	353,300	365,300	392,200
13	199,100	212,000	263,400	314,600	301,400	329,300	355,500	367,400	394,500
14	200,300	214,000	265,400	316,200	303,700	331,500	357,500	369,700	396,800
15	201,200	215,800	267,600	318,000	305,800	333,600	359,600	371,800	398,900
16	202,400	217,500	270,000	319,600	308,000	335,600	361,800	374,000	401,100
17	203,500	219,000	272,300	321,400	310,000	336,700	363,800	376,000	403,400
18	204,700	220,600	274,200	323,100	312,200	338,700	365,400	378,300	405,600
19	205,900	222,600	276,500	324,800	314,300	340,900	367,300	380,700	407,800
20	207,100	224,200	278,900	326,400	316,500	342,900	369,500	382,900	410,100
21	208,300	226,000	281,000	328,100	318,500	344,800	371,700	385,100	412,000
22	209,300	227,700	282,900	329,600	320,600	346,800	373,800	387,300	414,100
23	210,300	229,600	285,100	331,200	322,600	348,800	375,800	389,700	416,200
24	211,600	231,600	287,100	332,800	324,700	350,900	377,600	392,000	418,400
25	212,500	233,500	289,200	334,300	326,900	352,900	379,500	394,200	420,600
26	213,800	235,100	291,100	335,900	329,000	354,900	381,400	396,400	422,800
27	214,800	237,000	292,900	337,400	331,000	356,800	383,100	398,400	424,700
28	216,200	239,000	294,700	338,700	333,200	358,600	385,000	400,700	426,500
29		241,200	296,600	340,100	335,200	360,600	386,600	402,900	428,700
30		243,300	298,400	341,500	336,200	362,600	388,400	405,000	430,800
31		245,400	300,000	342,800	338,300	364,100	390,100	407,000	433,000
32		247,400	301,700	344,000	340,100	365,600	391,700	409,200	434,900
33		249,600	303,400	345,200	342,200	367,400	393,400	411,200	436,900
34		251,400	305,100	346,400	344,100	369,100	395,000	413,300	439,100
35		253,600	306,800	347,600	346,000	370,900	396,700	415,300	441,000
36		255,800	308,100	348,500	348,000	372,700	398,200	417,200	443,200
37		257,800	309,700	349,700	349,700	374,400	399,900	419,100	445,300
38		259,600	311,200	350,800	351,500	376,100	401,100	420,900	447,000
39		261,400	312,600	351,800	353,300	377,700	402,300	422,800	448,700
40		263,300	313,900	352,600	355,200	379,400	403,500	424,600	450,400
41		265,100	315,400	353,500	356,900	380,900	404,700	426,300	452,300
42		266,500	316,600	354,700	358,600	382,200	405,800	428,100	454,200
43		268,000	318,000	355,700	360,200	383,500	407,100	429,900	455,900
44		269,700	319,000	356,800	362,000	385,100	408,200	431,600	457,800
45		271,200	320,000	357,500	363,300	386,500	409,300	433,100	459,500
46		272,700	321,500	358,400	364,900	387,400	410,400	434,600	461,000
47		274,100	322,700	359,300	366,600	388,700	411,700	436,200	462,700
48		275,400	323,700	360,400	368,300	390,000	412,800	437,900	463,800
49		276,700	324,900	361,400	369,900	391,200	413,700	439,400	465,000
50		278,000	326,200	362,300	371,500	392,500	414,700	440,400	466,400
51		279,100	327,300	363,100	373,000	393,800	415,800	441,600	467,800
52		280,300	328,200	363,900	374,400	394,900	416,800	442,600	469,300
53		281,600	329,400	364,800	376,000	396,200	417,700	443,800	470,700
54		282,800	330,300	365,800	377,300	397,100	418,600	444,700	471,800
55		284,000	331,600	366,700	378,900	398,200	419,500	445,700	473,200
56		285,100		367,500	380,400	399,300	420,400	446,800	474,500
57		286,200		368,300	381,600	400,200	421,300	447,900	476,000
58				369,200	382,700	401,200	422,300	449,100	477,400
59				370,000	384,100	402,100	423,100	450,100	478,700
60				370,900	385,200	402,700	424,100	451,200	480,100
61				371,700	386,400	403,700	425,100	452,200	481,400
62				372,600	387,200	404,600	426,000	453,400	482,800
63				373,100	388,200	405,500	426,800	454,400	484,200
64				373,900	389,200	406,300	427,200	455,400	485,600
65				374,700	390,300	407,200	428,000	456,400	487,000
66				375,600	391,200	408,000	428,900	457,300	488,400

格 級 号	主事補	主事	主查	主查	副参事	副参事	参事	参事	参事
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
67	円	円	円	円	376,300	392,200	409,000	429,700	458,300
68					393,200	409,800	430,700	459,300	
69					394,100	410,700	431,300		460,400
70					394,900	411,500	432,000		
71					395,600	412,300	432,800		
72					396,400	413,000	433,700		
73					397,400	413,900	434,000		
74					397,900	414,900	434,300		
75					398,800	415,700	434,500		
76					399,600	416,500	434,800		
77					399,900	417,000	435,100		
78					400,600	417,800	435,400		
79					401,400	418,600	435,700		
80					401,900	419,500	436,100		
81					402,500	419,800			
82					402,800	420,000			
83					403,000	420,300			
84					403,300	420,600			
85					403,600	420,800			
86					403,900	421,100			
87					404,200	421,400			
88					404,500	421,700			
89					404,800				

別表第2（第14条関係）

都道府県	支給地域	級地	支給割合
東京都	特別区	1級地	20%
大阪府	大阪市	2級地	16%
神奈川県	横浜市		
埼玉県	さいたま市	3級地	15%
愛知県	名古屋市		
千葉県	千葉市		
兵庫県	神戸市	4級地	12%
茨城県	水戸市	5級地	10%
京都府	京都府		
奈良県	奈良市		
広島県	広島市		
福岡県	福岡市		
三重県	四日市市		
宮城県	仙台市	6級地	6%
栃木県	宇都宮市		
静岡県	静岡市		
滋賀県	守山市		
群馬県	高崎市		
岐阜県	岐阜市		
和歌山県	和歌山市		
香川県	高松市		
北海道	札幌市	7級地	3%
富山県	富山市		
石川県	金沢市		
福井県	福井市		
長野県	長野市		
岡山県	岡山市		
長崎県	長崎市		
新潟県	新潟市		
徳島県	徳島市		

備 考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。